

鎌倉市屋外広告物条例（案）大綱

00 はじめに

① 条例制定の背景

良好な景観の形成、風致の維持、危害の防止を目的に制定された屋外広告物法により、景観行政団体¹となった市町村は、屋外広告物²の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等の必要な基準について、条例で定めることができます。

本市では、独自条例を制定せず、神奈川県屋外広告物条例を運用³するとともに、平成19年（2007年）に策定した鎌倉市景観計画⁴に屋外広告物の定性基準を配慮事項として記載し、本市の特性にあった屋外広告物の誘導を図ってきました。

屋外広告物をめぐる全国的な傾向としては、近年、多発する震災や台風災害時の「屋外広告物の安全管理の強化」やLED照明付き広告物、投影広告物（プロジェクションマッピング）、電光表示装置（デジタルサイネージ）等の「新しいタイプの広告物への対応」が課題となっています。また、まちづくりに民間活力を活用する「エリアマネジメント広告」や市の財源確保に資する「広告付き公共サイン等」を取り入れる自治体が見受けられるようになるなど、従来の一律的な基準では、実現し得ない、より細やかな基準の設定や運用が求められるようになりました。

② 条例制定の目的と骨子

こうした背景を踏まえ、本市では、①「SDGs 未来都市かまくら⁵」の実現に向けた持続可能な都市景観形成の必要性、②既存景観施策の法的実効性を担保する市独自条例の制定の必要性、③安全・安心な歩行空間を確保するための屋外広告物の適正管理の必要性から「まちの安全・活性化に資する市の独自条例」の制定を目指し、次頁の図のとおり「鎌倉市屋外広告物条例骨子」として確定し、これを基に「鎌倉市屋外広告物条例（案）大綱」をまとめました。

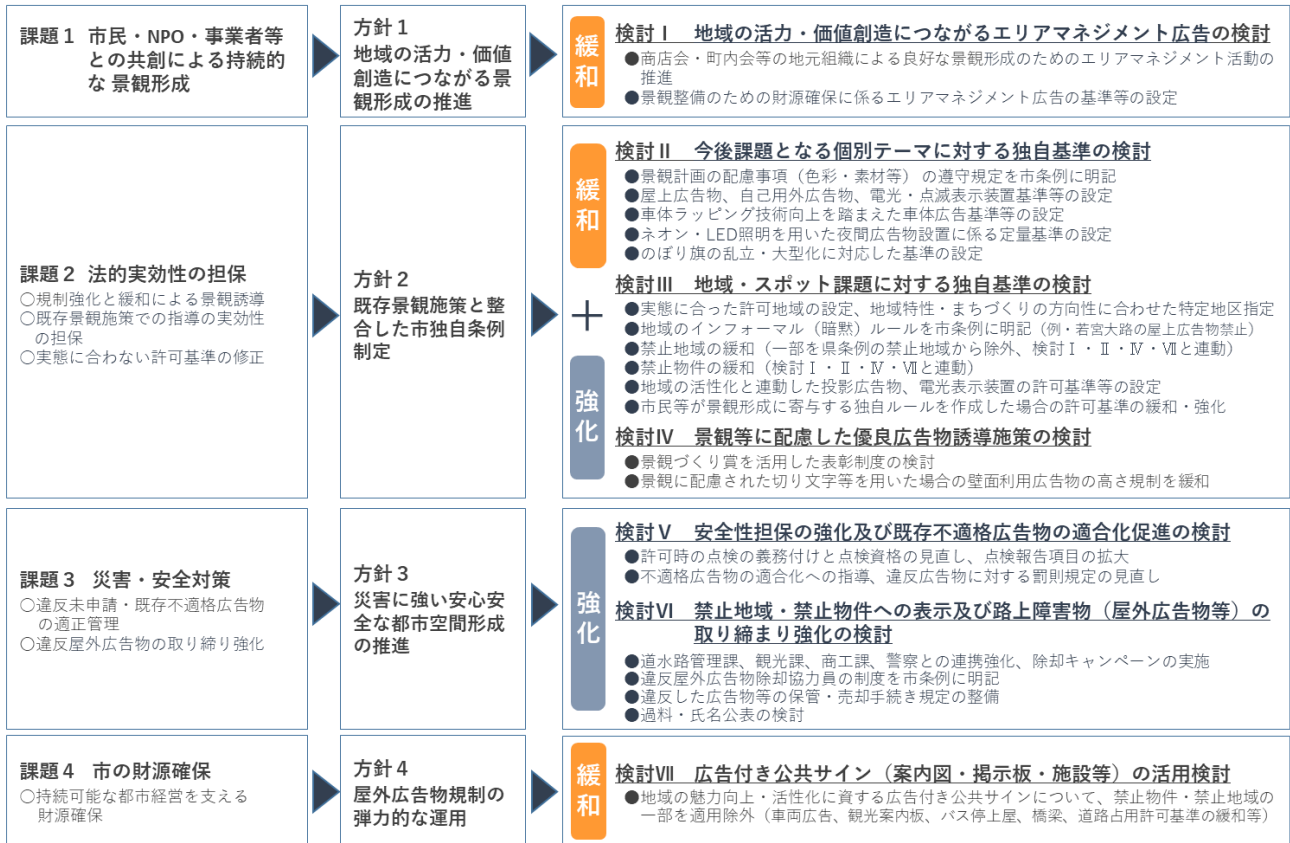
¹ 景観行政団体とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。鎌倉市は平成17年に景観行政団体になりました。

² 屋外広告物法第2条により、①常時又は一定の期間継続して、②屋外で公衆に表示されるものであって、③看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。

³ 本市は平成11年（1999年）に神奈川県から屋外広告物条例の事務委任を受け、許認可事務を行っています。

⁴ 鎌倉市景観計画「鎌倉市全域における屋外広告物の行為制限について」
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/documents/07_3-kokoku.pdf

⁵ SDGsとは、2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットのことです。鎌倉市は、SDGsの達成に向けた取組を行う地方公共団体として「SDGs未来都市」に選定され、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を目指した事業を推進しています。



（令和3年（2021年）6月10日確定）

③ 神奈川県屋外広告物条例からの変更・追加項目

県条例（現行）	制定（県条例から変更・追加）を検討している項目
第1章 総則 目的	01 総則 「広告物等の在り方」（追加）
第2章 広告物等の制限 許可地域等、禁止地域等及び禁止物件、禁止する広告物等 適用除外、基準の設定、適用除外の特例、許可の期間、標識票 変更及び継続、管理義務、特定屋外広告物安全管理者の設置、 除却の義務	02 広告物等の制限 「許可地域等／禁止地域等／禁止物件」（変更） 「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」（変更） 「適用除外」（変更） 「特例の許可／特定区域」（追加）
第3章 監督 違反に対する措置 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法及び公示事項 広告物又は掲出物件の価額の評価方法等、報告及び立入検査	03 広告物等の管理 （※広告物等の「制限」と「管理」を分けて記載） 「点検」（変更） 「特定屋外広告物安全管理者の設置」（変更）
第4章 屋外広告業の登録等	04 監督 「公表等」（追加） 「広告物等の保管・売却関係」（変更） × 屋外広告業の登録等 （※神奈川県の特権のため削除）
第5章 広告景観形成地区等 広告景観形成地区の指定等、広告協定地区の指定等	05 広告景観形成の推進 「広告景観形成の推進関係」（変更） 「広告協定地区」（変更） 「市民等の協力／啓発」（追加）
第6章 雑則 審議会への諮問、告示、手数料 景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等、講習会 県民等の協力、適用上の注意、委任	06 雑則 「景観審議会への諮問・意見聴取」（追加） 「違反広告物除却協力員／指導員」（追加）
第7章 罰則 罰則	07 罰則 「過料」（追加）

④ 鎌倉市屋外広告物条例の制定スケジュール

- ・令和3年（2021年）8月2日～8月31日
- ・同年 12月
- ・令和4年（2022年）4月1日

条例（案）に関するパブリックコメント
市議会定例会・議案上程、告示
施行

目次

01 総則	5
1. 屋外広告物条例の目的		
2. 広告物等の在り方		
3. 定義		
02 広告物等の制限	5
4. 許可地域等		
5. 禁止地域等		
6. 禁止物件		
7. 禁止広告物等		
8. 広告物等の表示又は設置の方法等の基準		
9. 適用除外		
10. 特定区域		
11. 許可の期間及び条件		
12. 変更等の許可		
13. 許可の特例		
14. 許可の表示		
03 広告物等の管理	11
15. 管理義務		
16. 点検		
17. 特定屋外広告物安全管理者の設置		
18. 設置者等の変更の届出		
19. 除却義務		
20. 除却等の届出		
04 監督	12
21. 指導等		
22. 許可の取消し		
23. 違反に対する措置		
24. 公表等		
25. 違反の表示		
26. 広告物等を保管した場合の公示事項		
27. 広告物等を保管した場合の公示の方法		
28. 広告物等の価額の評価の方法		
29. 保管した広告物等を売却する場合の手続		
30. 公示の日から売却可能となるまでの期間		
31. 保管した広告物等を返還する場合の手続		
32. 報告及び立入検査		
05 広告景観形成の推進	14
33. 広告景観形成地区		
34. 広告景観形成方針の遵守等		
35. 広告協定		

36. 支援及び助言等		
37. 市民等の協力		
38. 啓発等		
06 雑則	16
39. 処分、手続等の効力の承継		
40. 景観審議会への諮問		
41. 意見聴取		
42. 告示		
43. 手数料		
44. 違反屋外広告物除却協力員		
45. 違反屋外広告物指導員		
46. 適用上の注意		
47. 委任		
07 罰則	18
48. 罰則		
08 その他	19
49. 経過措置		
50. 条例の見直し		
51. 関係条例の改正		

01 総則

1. 屋外広告物条例の目的

- この条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成すること、風致を維持すること、公衆に対する危害を防止することを目的とします。

（内容説明）

この条例が、①法に基づき制定するものであること、②この条例の目的は、法と同様に、「良好な景観を形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」の3つに限定されていること、③これらの目的のために広告物等の規制に関する事項及び地域の景観形成のために必要な事項を定めることを明らかにするものです。

なお、屋外広告業に対する規制は県の権限であるため、市条例では扱いません。

2. 広告物等の在り方

- 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならぬものとします。

3. 定義

- この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例によるものとします。

02 広告物等の制限

4. 許可地域等（骨子・検討Ⅲ）

- 本市の区域内（禁止地域を除く。）に広告物等を表示又は設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないものとします。
- 許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請をしなければならないものとします。
- 市長は、その広告物等が条例及び規則で定める基準に適合する場合に限り、許可を行うものとします。

（内容説明）

許可地域は、県条例の5つの許可地域（自然系、住居系、工業系、沿道系、商業系）を踏襲します。

5. 禁止地域等（骨子・検討Ⅲ）

- 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示又は設置してはならないものとします。
 - (1) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された建造物の敷地及び周囲で市長が指定する地域
 - (2) 文化財保護法第 109 条第 1 項または第 2 項の規定により指定された地域、同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された地域
 - (3) 神奈川県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定された建造物の敷地、同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された地域
 - (4) 鎌倉市文化財保護条例第 11 条第 1 項の規定により指定された建造物の敷地、同条例第 41 条第 1 項の規定により指定された地域
 - (5) 森林法第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林
 - (6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
 - (7) 首都圏近郊緑地保全法第 5 条第 1 項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
 - (8) 都市緑地法第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区
 - (9) 鎌倉市風致地区条例第 6 条第 1 項の規定により指定された第 1 種風致地区
 - (10) 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - (11) 生産緑地法第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区
 - (12) 河川法第 6 条第 1 項（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域
 - (13) 海岸法第 2 条第 2 項の規定により指定された公共海岸
 - (14) 道路・鉄道の路線用地及びこれらから展望できる範囲で、市長が指定する範囲内にある地域
 - (15) 鎌倉市景観計画により選定された眺望点からの眺望景観を保全・創出するため特に必要があると認めて市長が指定する区域

（内容説明）

県条例では禁止地域だった一部の地域について、本市の運用実態を踏まえて緩和します。

【緩和例】

- ・ (1)の国の重要文化財の敷地及び周囲から商業系地域を除く
- ・ (6)の歴史的風土特別保存地区からトンネル部を除く
- ・ (13)の海岸線から 100m以内の地域を除く

なお、(9)の第 1 種風致地区は、現在、本市では指定はありません。

6. 禁止物件（骨子・検討Ⅵ）

- 次に掲げる物件には、広告物等を設置してはならないものとします。
 - (1) 橋りょう（ガード類を含む）、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 街路樹、路傍樹
 - (3) 信号機、道路標識、カーブミラー、里程標、防護柵及び駒止
 - (4) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識

- (5) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所、路上に設置する変圧器及び配電器
- (6) 送電塔、送受信塔、照明塔
- (7) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これに類する物件
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
- (9) 景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (10) 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第 15 条の規定により指定された保存樹林等及びその範囲
- (11) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定により指定された歴史的風致形成建造物
- 石垣、擁壁その他これらに類する物件に広告物を直接表示してはならないものとします。
- 次の掲げる物件には、はり紙（ポスターを含む。）、はり札、広告旗、立看板等を表示又は設置してはならないものとします。
 - (1) 電柱、街灯柱その他これらに類する物件
 - (2) 消火栓標識
 - (3) バス停留所の上屋
 - (4) 植樹帯及びベンチ
- 道路の路面には、広告物を表示してはならないものとします。

(内容説明)

本市の現状に合わせて、県条例の禁止物件の一部（火の見やぐら）を削除するとともに、次の事項を追加します。

- ・ 景観重要建造物（景観法第 19 号第 1 号）
- ・ 景観重要樹木（景観法第 28 条第 1 号）
- ・ 保存樹林等及びその範囲（鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例）
- ・ 歴史的風致形成建造物（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

7. 禁止広告物等（骨子・検討Ⅵ）

- 次に掲げる広告物等を表示又は設置してはならないものとします。
 - (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等が剥離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

8. 広告物等の表示又は設置の方法等の基準（骨子・検討Ⅱ、Ⅲ）

- 広告物等は、規則で定める位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する基準に適合するものでなければ、これを表示又は設置してはならないものとします。
- 基準は、鎌倉市景観計画に定められた鎌倉市全域における屋外広告物の行為の制限に即して定められなければならないものとします。

- 地区計画等（都市計画法第4条第9項）が定められている区域において、地区整備計画等の内容として定められた広告物等に関する事項が、条例の目的に資するものであると認められる場合は、当該事項を広告物等の基準とすることができるものとします。
- 次に掲げる事項又は基準に適合するよう努めなければならないものとします。
 - (1) 景観計画に定められた鎌倉市全域における屋外広告物の行為の制限事項
 - (2) 景観計画に定められた特定地区の区域における良好な景観形成のための方針及び景観形成基準
 - (3) 「05 広告景観形成の推進」の広告景観形成に関する事項

(内容説明)

県条例の許可地域等を踏襲した地域区分による基準に加え、次の事項を追加し、許可制度の実効性を担保します。

- ・ 鎌倉市景観計画に定められた事項の遵守について追加します。
- ・ 地区計画等（都市計画法第4条第9項）の地区整備計画等の内容を基準にできることを追加します。

9. 適用除外（骨子・検討Ⅰ、Ⅲ、Ⅶ）

- 次に掲げる広告物等については、「許可地域等」「禁止地域等」「禁止物件」「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」「特定区域の基準」は、適用しないものとします。
 - (1) 他法令の規定により表示又は設置する広告物等
 - (2) 公職選挙法による選挙運動のために表示又は設置する広告物等
 - (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置する広告物等
 - (4) 工事現場の板塀、仮囲い及び飛散防止ネットその他これに類するものに表示する広告物で、周囲の景観に調和するもの
 - (5) 冠婚葬祭又は祭礼用その他慣例上使用され、一時的に表示又は設置する広告物等
 - (6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示又は設置する広告物等
 - (7) 電車又は自動車に表示する広告物（自己の名称、営業内容等）
 - (8) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物
 - (9) 自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示又は設置する広告物等
 - (10) 海水浴場開設期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示又は設置する自己用広告物等
 - (11) 駐車場の敷地内において車両の進路等を案内するため、路面に表示するもの
- 次に掲げる広告物等については、「許可地域等」「禁止地域等」「禁止物件」の規定は、適用しないものとします。
 - (1) 自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示又は設置する広告物等
 - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物等
- 法人その他の団体が表示又は設置する広告物等で、その広告料収入を地域における公共的な取組で市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、市長の許可を受けて表示又は設置する場合に限り、「禁止地域等」「禁止物件の一部」の規定は、適用しないものとします。

- 公益上必要な施設又は物件に表示又は設置する広告物等であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、市長の許可を受けて表示又は設置する場合に限り、「禁止地域等」「禁止物件の一部」の規定は、適用しないものとします。
- 次に掲げる広告物等については、「許可地域等」の規定は適用しないものとします。
 - (1) 営利を目的としないはり紙、はり札その他これらに類する広告物
 - (2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が表示する広告物等で公益上必要と認められるもの

(内容説明)

市民等が社会生活を営むうえで必要とされている最小限度の広告物（自己の氏名や営業の内容等で表示面積の合計が10㎡以下のもの等）は、規制の対象から除外するのが適当との考えから、適用除外とする広告物を定めるものです。

県条例からの変更点としては、市条例制定の目的に即し、次の2点を追加します。

- ① まちの活性化に資するエリアマネジメント広告を適用除外とできることを規定
- ② 地域の魅力向上・活性化に資し、その広告料収入を公益上必要な施設等の維持管理の費用に充てる広告付き公共サインを禁止物件・禁止地域の適用除外とできることを規定

10. 特定区域（骨子・検討Ⅲ）

- 市長は、良好な景観形成又は風致の維持をする必要が特にあると認める地域を特定区域として指定することができるものとします。
- 特定区域に表示又は設置する広告物等は、「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」に加え、規則で定める位置、形状、規模、色彩その他表示又は設置の方法等に係る基準に適合するものでなければならないものとします。ただし、市民の安全性又は利便性の向上のため必要な公共性が高いものとして、市長が認めるものについては、この限りでないものとします。

(内容説明)

市長は、良好な景観形成等の維持が特に必要な区域を特定区域に指定でき、許可地域に従って定められた一般基準に加えて、設置方法等の基準を定めることができることを追加します。

【対象とする区域の例】

- ① 古都の景観又は風致を維持継承していくべき区域（※「別図」参照）
- ② 重点的にまちづくりを推進していくべき区域

【基準の追加例】

- ① 屋上広告物の表示又は設置の制限
- ② 自己用外広告物の表示又は設置の制限
- ③ 電光表示装置、投影機、点滅光源等による広告物等の表示又は設置の制限

11. 許可の期間及び条件

- 市長は、広告物等の表示又は設置を許可する場合には、許可期間（3年を超えない期間）を定めるほか、条例の目的に資するために必要な条件を付することができるものとします。
- 許可期間満了後、更に継続して広告物等を表示又は設置しようとするときは、許可期間満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならないものとします。

- 市長は、継続申請に対して許可する場合には、3年を超えない許可期間を定め、必要な条件を付することができるものとします。

12. 変更等の許可

- 市長の許可を受けた者は、その許可に係る広告物等を変更又は改造しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならないものとします。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造しようとするときは、この限りでないものとします。
- 市長は、変更等の許可をする場合においては、「許可の期間及び条件」を準用するものとします。

13. 許可の特例（骨子・検討Ⅲ）

- 市長は、「許可地域等」「禁止地域等」「禁止物件」「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」「特定区域」の規定にかかわらず、広告物等が良好な景観形成又は風致の向上に資するもので、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等をやむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができるものとします。
- 特例の許可を受けようとする者は、市長に申請をしなければならないものとします。
- 「許可の期間及び条件」「変更等の許可」の規定は、「特例許可」の規定について準用するものとします。

（内容説明）

良好な広告景観形成等に資する広告物等の特例許可の規定を追加します。

投影広告物（プロジェクションマッピング）、時限的なイベント、社会実験等地域の活性化のための取組に関連する広告物については、特例許可により認めるものとします。

許可に当たっては、景観審議会又は景観アドバイザーの意見を求めることができるものとします。

14. 許可の表示（骨子・検討Ⅵ）

- 市長の許可を受けた者は、その広告物等の一部に標識票を貼付しなければならないものとします。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りではないものとします。
- 表示の規格は、規則で定めるものとします。

（内容説明）

広告物等が市長の許可を得て適正に表示されていることが、一見して明らかにされていることが必要であるという考えから、許可広告物等への標識票の貼り付け義務を定めるものです。広告旗等で標識票の貼り付けができないものについては、その他の方法に替えることができるものとします。

03 広告物等の管理

15. 管理義務

- 広告物等を設置する者若しくは管理する者又は所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）は、その広告物等に関して補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならないものとします。

16. 点検（骨子・検討V）

- 所有者等は、資格を有する者に、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならないものとします。
- この条例の規定による許可又は許可期間の更新の申請をする者は、点検の結果を市長に提出しなければならないものとします。

（内容説明）

資格を有する者による点検の義務、結果の報告義務を定めるものです。

市条例では、近年、多発する災害時に対応した国の「屋外広告物の安全点検に関する指針」に従い、点検項目を拡大します。

17. 特定屋外広告物安全管理者の設置（骨子・検討V）

- 特定屋外広告物等を表示又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならないものとします。
- 特定屋外広告物安全管理者は、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者をもって充て、資格を有する者でなければならないものとします。
- 規則で定める基準に該当する広告物等を表示又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。

（内容説明）

広告物等の適正な管理と安全性の向上を図るため、広告物等を表示又は設置する者に対して、一定規模を超える広告物等について、資格を有する者を「特定屋外広告物安全管理者」として設置する義務を定めるものです。

18. 設置者等の変更の届出

- 市長の許可を受けた者は、所有者等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。
- 市長の許可を受けた者は、所有者等の名称、所在地等、代表者の氏名、住所等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。

19. 除却義務

- 所有者等は、許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、その日から10日以内にこれらを除却しなければならないものとします。
- 所有者等は、広告物等の表示又は設置が必要でなくなったときは、速やかにこれらを除却しなければならないものとします。

20. 除却等の届出

- 市長の許可を受けた所有者等は、広告物等を除却したとき又は広告物等が滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。

04 監督

21. 指導等

- 市長は、所有者等、広告主及び屋外広告物業を営む者に対し、鎌倉市行政手続条例第29条に定めるところにより、この条例の目的を達成するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものとします。

22. 許可の取消し

- 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができるものとします。
 - (1) 「許可の期間及び条件」「変更等の許可」「許可の特例」の規定による許可条件に違反したとき。
 - (2) 「変更等の許可」を受けなかったとき。
 - (3) 条例違反に対する措置命令に従わなかったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (5) 許可した広告物等が良好な景観又は風致を著しく害し、公衆に対し危害を及ぼすおそれがあると認められたとき。

23. 違反に対する措置

- 市長は、この条例・規則の規定又は許可条件に違反した所有者等に対し、「広告物等の表示又は設置の停止」「5日以上を定めた除却」「良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のために必要な措置」を命ずることができるものとします。
- 市長は、掲出物件を除却する場合には、5日以上を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨を公告し、その期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者、委任した者が除却する旨を公告しなければならないものとします。

24. 公表等（骨子・検討VI）

- 市長は、違反に対する措置命令を受けた所有者等が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、規則に定めるところにより、その旨を公表することができるものとします。
- 市長は、公表をしようとするときは、当該命令を受けた者に対し、意見陳述の機会を与えるものとします。
- 市長は、違反に対する勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。
- 市長は、違反に対する措置命令を屋外広告業を営む者に対してした場合は、その者の氏名等を神奈川県知事に通知するものとします。

25. 違反の表示（骨子・検討VI）

- 市長は、条例又は規則に違反する広告物等に、その広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができるものとします。
- 表示の規格は、規則で定めるものとします。

（内容説明）

違反広告物等にその広告物等が違反である旨を表示できることを定めるものです。
なお、表示はシール型で容易に貼付等ができるものを想定しています。

26. 広告物等を保管した場合の公示事項（骨子・検討VI）

- 広告物等を保管した場合の公示事項は、次に掲げるものとするものとします。
 - （1）保管した広告物等の名称、種類及び数量
 - （2）保管した広告物等の放置されていた場所及び広告物等を除却した日時
 - （3）広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - （4）保管した広告物等を返還するため、市長が必要と認める事項

27. 広告物等を保管した場合の公示の方法（骨子・検討VI）

- 広告物等を保管した場合の公示は、次に掲げる方法により行わなければならないものとします。
 - （1）保管を始めた日から起算して14日間（除却されたはり紙、はり札、広告旗、立看板等にあつては2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
 - （2）特に貴重な広告物等については、公示期間が満了しても、所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則で定めるところに掲載すること。
- 市長は、公示を行うとともに、保管物件一覧簿を備え付け、これを関係者に自由に閲覧させなければならないものとします。

28. 広告物等の価額の評価の方法（骨子・検討VI）

- 広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとします。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとします。

29. 保管した広告物等を売却する場合の手続（骨子・検討Ⅵ）

- 保管した広告物等の売却する場合の手続きを定めるものです。

30. 公示の日から売却可能となるまでの期間（骨子・検討Ⅵ）

- 公示の日から売却可能となるまでの期間は、次のとおりとします。
 - (1) 除却されたはり紙、はり札、広告旗、立看板等 2日
 - (2) 特に貴重な広告物等 3箇月
 - (3) 上記以外の広告物等 2週間

31. 保管した広告物等を返還する場合の手続（骨子・検討Ⅵ）

- 市長は、保管した広告物等（売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示方法により、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとします。
- 売却した代金の額は、売却に要した費用に充てた場合にあっては、当該売却に要した費用に相当する額を控除した額とします。

32. 報告及び立入検査

- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等に対し、報告や資料の提出を求めることができるほか、職員に、広告物等を表示又は設置している土地又は建物に立ち入り、広告物等を検査させ、関係者に質問させることができるものとします。
- 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないものとします。
- 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとします。

05 広告景観形成の推進

33. 広告景観形成地区（骨子・検討Ⅲ）

- 市長は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため特に必要があると認める地域を広告景観形成地区として指定することができるものとします。
- 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、広告景観形成地区における良好な広告物等の設置を促進するための方針（以下「広告景観形成方針」という。）を定めるものとします。
- 広告景観形成方針は、鎌倉市景観計画に即したものとしなければならないものとします。
- 広告景観形成方針には、次に掲げる事項を定めるものとします。
 - (1) 広告物等の設置に関する基本目標と方針
 - (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
- 市長は、広告景観形成方針を定め、又は変更しようとするときは、その旨を公告し、その案を公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならないものとします。

- 公告があったときは、広告景観形成地区内の住民、広告景観形成地区内において広告物等を表示又は設置する者、管理する者、広告主である者のうち意見を有するものは、縦覧に供された広告景観形成方針の案について、公告の日から起算して30日以内に市長に意見を記載した書面を提出することができるものとします。

34. 広告景観形成方針の遵守等（骨子・検討Ⅲ）

- 広告景観形成地区において、広告物等を表示又は設置しようとする者（広告物等を変更し、又は改造しようとする者を含む。以下同じ。）は、「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」「特定区域の基準（特例で許可を受けたものを除く。）」によるほか、広告物等が広告景観形成方針に適合するよう努めなければならないものとします。ただし、市民の安全性又は利便性の向上に資する公共性の高いもので、市長が必要と認めるものについては、この限りでないものとします。
- 広告景観形成地区の区域内において、広告物等を表示又は設置しようとする者は、その旨を市長に届出なければならないものとします。ただし、許可地域等・特例による許可を受ける場合や適用除外の場合は、この限りでないものとします。
- 市長は、広告景観形成方針の内容に照らし、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、広告物等を設置する者又はこれらを管理する者に対し、景観アドバイザーの派遣等技術的支援に努めるとともに、必要な指導又は助言をすることができるものとします。

35. 広告協定（骨子・検討Ⅲ）

- 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、良好な景観を形成するため、区域における広告物等に関する協定（以下「広告協定」という。）を締結し、広告協定が適当である旨の市長の認定を受けることができるものとします。
- 建築物に複数の広告物等を表示又は設置する場合においては、建築物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下「建築物等所有者等」という。）は、良好な景観を形成するため、建築物における広告物等に関する協定を締結し、協定が適当である旨を市長の認定を受けることができるものとします。
- 広告協定には、次に掲げる事項を定めるものとします。
 - （1） 広告協定の対象となる区域又は協定の目的となる建築物
 - （2） 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - （3） 広告協定の有効期間
 - （4） 広告協定に違反した場合の措置
 - （5） その他広告協定の実施に関し必要な事項
- 認定を受けた協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならないものとします。
- 市長は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る広告協定が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとします。
 - （1） 広告協定の目的となっている建築物及び工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - （2） 良好な景観の形成に資するものであること。
 - （3） 規則に定める基準に適合するものであること。

- 広告協定区域内の土地所有者等で広告協定を締結していない者、若しくは広告協定建築物に広告物等を表示し又は設置する建築物所有者等で広告協定を締結していない者は、認定を受けた後いつでも、市長に対し書面でその意思を表示することによって、広告協定に加わることができるものとします。
- 認定を受けた広告協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならないものとします。
- 市長は、認定をしたときは、その旨を公告しなければならないものとします。

(内容説明)

一定の地域を対象とした協定地区だけでなく、建築物（テナントビル）を対象とした協定地区の認定もできるものとします。

36. 支援及び助言等 （骨子・検討Ⅲ）

- 市長は、広告協定の認定をしたときは、認定を受けた広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等に対し、技術的支援等を行うとともに、良好な景観を形成するために必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができるものとします。

37. 市民等の協力 （骨子・検討Ⅲ）

- 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民、事業者等に対し協力を求めることができるものとします。
- 市民、事業者等は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市長に提案又は協力の申出をすることができるものとします。

(内容説明)

条例の目的達成に必要な場合、市長が市民・事業者等へ協力を要請できるだけでなく、市民・事業者等から市長に提案及び協力の申出ができることを追加します。

(例：違反屋外広告物除却キャンペーンの実施など)

38. 啓発等 （骨子・検討Ⅳ）

- 市長は、良好な広告景観の形成を図るため、技術的支援に努めるとともに、優良な広告物の表彰等を行うなどの啓発活動等の推進に努めるものとします。

06 雑則

39. 処分、手続等の効力の承継 （骨子・検討Ⅴ）

- 所有者等について変更があった場合には、この条例又は規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらのものに対してした処分その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなします。

40. 景観審議会への諮問

- 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、鎌倉市都市景観条例第5条第1項に規定する鎌倉市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならないものとします。
 - (1) 「禁止地域等」「特定区域」「広告景観形成地区」として市長が地域等を指定し、又はこれらの指定を変更・解除しようとするとき。
 - (2) 「広告物等の表示又は設置の方法等の基準」「特定区域の基準」を定め、又は変更しようとするとき。
 - (3) エリアマネジメント広告等による「適用除外」や「特例による許可」をしようとするとき。
 - (4) 「適用除外」の規定を定め、又は変更しようとするとき。
 - (5) 広告景観形成方針を定め、又は変更しようとするとき。
 - (6) 広告協定地区の認定、又は協定の変更・廃止をしようとするとき。

41. 意見聴取

- 鎌倉市景観アドバイザーは、市長に対し、その求めに応じて、広告物等に関する事項について意見を述べるものとします。
- 市長は、許可の取り消し、違反に対する措置命令等の法又は条例に基づく処分等の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、景観審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができるものとします。

42. 告示（骨子・検討Ⅲ）

- 市長は、「文化財保護法第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び周囲で市長が指定する地域」「道路・鉄道の路線用地及びこれらから展望できる範囲で、市長が指定する範囲内にある地域」「鎌倉市景観計画により選定された眺望点からの眺望景観を保全・創出するため特に必要があると認めて市長が指定する区域」「特定区域」「広告景観形成地区」を指定し、又はこれらの指定を変更・解除したときは、その旨を告示しなければならないものとします。

43. 手数料

- 許可の申請をしようとする者は、固定事務に係る手数料並びに申請に係る広告物等の種類及び量に応じた手数料を納めなければならないものとします。
- 市長は、特別な理由があると認めるときは、手数料を免除することができるものとします。

44. 違反屋外広告物除却協力員（骨子・検討Ⅵ）

- 市長は、地域と行政が一体となり、広告物等がない環境づくり、まちづくりを推進するため、別に定める要綱により、屋外広告物を除却する権限を市民等に委嘱することができるものとします。

(内容説明)

「鎌倉市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱」の根拠を市条例に明記するものです。

45. 違反屋外広告物指導員（骨子・検討VI）

- 「違反屋外広告物の防止に係る啓発活動」「21の指導及び勧告」「47の過料の処分及び徴収」に係る事務を行わせるため違反屋外広告物指導員（以下「指導員」という。）を置くものとします。
- 指導員は、市長が任命し、又は委嘱するものとします。
- 指導員は「違反屋外広告物の防止に係る啓発活動」「指導及び助言」「過料の処分及び徴収」を行う場合は、違反屋外広告物指導員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとします。
- 指導員は、「25の違反の表示」も行うことができるものとします。

（内容説明）

市長から任命又は委嘱を受け、違反広告物の防止に係る啓発活動を行い、設置状況を把握し、指導・勧告、過料の処分及び徴収を行う指導員を置くことができる規定を追加します。

46. 適用上の注意

- 条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないものとします。

47. 委任

- 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

07 罰則

48. 罰則（骨子・検討VI）

- 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処するものとします。
 - （1）市長の許可を受けずに広告物等を表示又は設置した者
 - （2）「禁止地域等」又は「禁止物件」に広告物等を表示又は設置した者
 - （3）市長の許可を受けずに、許可の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造若しくは移転した者
 - （4）「除却義務」に違反して広告物等を除却しなかった者
 - （5）違反に対する措置命令に違反した者
- 市長が求めた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、市長が求めた検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処するものとします。
- 標識票（許可の表示）を貼付しない者は、10万円以下の罰金に処するものとします。
- 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は個人の業

務に関して、上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても、各本条の罰金刑を科すものとします。

- 「25 の違反の表示」を委任者等の了解を得ず、剥がし、廃棄した者は、2千円以下の過料に処するものとします。

(内容説明)

県条例の罰則規定を踏襲しますが、市条例では新たに、禁止地域等又は禁止物件にはり紙等を表示又は設置した者、違反の表示を剥がした者等への過料の規定を追加します。

08 その他

49. 経過措置

- 神奈川県屋外広告物条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなすものとします。
- 県条例では適法に表示又は設置されていた広告物等で、市条例の施行により、表示又は設置できなくなるものについては、施行日から10年間（施行日以降に広告物等に変更・改造をするときは、その前日までの間）は、市条例の規定を適用しないものとします。

50. 条例の見直し

- 条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、その目的の達成状況を評価した上で、条例施行後5年以内に見直しを行います。

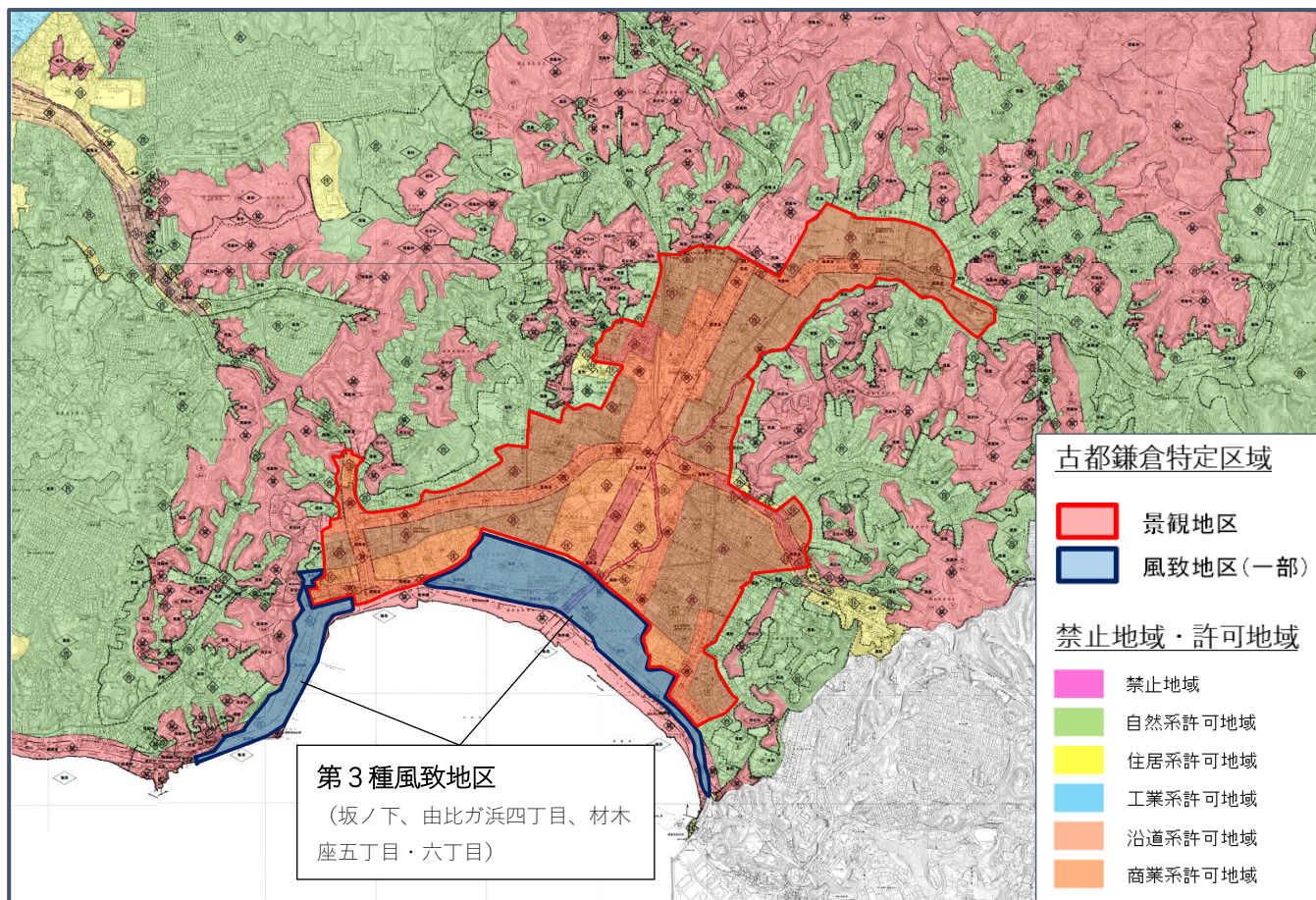
51. 関係条例の改正

- 市条例の施行に伴い、鎌倉市都市景観条例、鎌倉市手数料条例その他関係条例の改正等を行います。

(内容説明)

鎌倉市都市景観条例の「第4節 広告物等の景観誘導」については、屋外広告物条例で定めるため、削除します。

鎌倉市手数料条例の別表で定めている許可申請手数料（県条例）は、市屋外広告物条例の制定に合わせて、別表で定めるため、削除します。



特定区域の基準の追加 (案)

- 屋上広告物は表示又は設置できない。
- 自己用外広告物は表示又は設置できない。ただし、特定案内誘導広告物（市内店舗等の敷地から一定距離に設置する広告物）を除く。
- 電光表示装置は設置できない。ただし、自己の名称・営業等を表示するものを除く。
- ネオン管、発光ダイオードその他人工の光源を用いないものであり、かつ、点滅又は動光を伴わないものであること。
- 投影広告は設置できない。
- 懸垂昇降装置のある広告幕は表示又は設置できない。
- アドバルーンを利用した広告物等は表示又は設置できない。